

食品危害情報総括官会議運営規定

平成 20 年 3 月 5 日
食品危害情報総括官会議申合せ

1. 総則

食品危害情報総括官総括官会議（以下「総括官会議」という。）の運営については、「食品による薬物中毒事案の再発防止策について（原因究明を待たずとも実施すべき再発防止策）」（平成 20 年 2 月 22 日食品による薬物中毒事案に関する関係閣僚による会合申合せ）（以下「申合せ」という）に定めるもののほか、本規定の定めるところによる。

2. 目的

食品危害に関する関係府省の情報を政府全体として集約・分析し、食品危害事案に政府全体として適切に対応することを目的とする。

3. 総括官会議の運営

- (1) 原則として担当大臣(国民生活)の求めに応じ、月に一度開催するものとする。
ただし、食品危害情報総括官の発議により、随時臨時に開催することができる。
- (2) 総括官会議の事務は、食品危害情報総括官に指名された内閣府国民生活局長が掌理する。
- (3) 総括官会議の下に総括官会議幹事会（以下「幹事会」という。）を設置し、定期的に各食品危害情報総括官が得た情報の共有等を図る。構成員は下記の通りとする。なお、幹事会の運営規定は、別途定めるものとする。

内閣府国民生活局消費者企画課長

内閣府食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課長

厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課長

農林水産省消費・安全局消費・安全政策課食品安全危機管理官

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長

4. 雑則

- (1) 事務局は、内閣府国民生活局が行う。
- (2) 独立行政法人国民生活センター等は、必要に応じてオブザーバーとして会議に出席し、情報提供を行う。